



平成28年 5 月 31 日

各 位

会社名 ネボン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 兼 代表執行役員 福田 晴久
 (コード番号 7985 東証第2部)
 問合せ先 取締役兼執行役員 捧 渡
 管理本部長
 (TEL. 03-3409-3159)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年 5 月 31 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第69回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社の事業内容をより明確にするため及び事業の多様化に対応するため事業の目的事項を追加するものであります。

(2) インターネットの普及を考慮して、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能とするため、当社定款に第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものです。

(3) 「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）」が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 26 条（取締役の責任免除）及び第 35 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、第 26 条の変更に關しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

現行定款と変更案の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～17 (条文省略) (新設)	第 2 条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1～17 (条文省略) 18. 著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、 ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、実施・使用 許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介 19～21 (現行どおり)
18～20 (条文省略)	19～21 (現行どおり)
第 3 条～第 13 条 (条文省略)	第 3 条～第 13 条 (現行どおり)
(新設)	第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、 計算書類及び連結研鑽書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、 法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法 で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことが できる。
第 14 条～第 24 条 (条文省略)	第 15 条～第 25 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 25 条（取締役の責任免除）</p> <p>1.（条文省略）</p> <p>2.当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第 26 条（取締役の責任免除）</p> <p>1.（条文省略）</p> <p>2.当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第 26 条～第 33 条（条文省略）</p>	<p>第 27 条～第 34 条（現行どおり）</p>
<p>第 34 条（監査役の責任免除）</p> <p>1.（条文省略）</p> <p>2.当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第 35 条（監査役の責任免除）</p> <p>1.（条文省略）</p> <p>2.当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第 35 条～第 42 条（条文省略）</p>	<p>第 36 条～第 43 条（現行どおり）</p>

3. 日程

定時株主総会開催日 平成28年6月29日
効力発生日 平成28年6月29日

以 上